

令和8年10月28日
「多重債務問題対策推進懇談会」提出資料

債務整理についての意見書

多重債務問題対策推進懇談会
委員 内田雅之
(日本司法書士会連合会 常任理事)

第1 意見の趣旨

1. 任意整理において「司法書士による任意整理の統一基準」¹が尊重されるよう、各関係省庁による貸金業者等の事業者に対する監督指導を求める。
2. 債権管理回収業者に対し、苦情窓口の明確化及び時効債権に関する不当な請求の禁止を求める。

第2 意見

1. 「司法書士による任意整理の統一基準」の尊重について（経済産業省、法務省、金融庁管轄）

当連合会は、これまでの多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会において、近年、「司法書士による任意整理の統一基準」（以下「統一基準」という。）を十分に尊重しない貸金業者や債権管理回収業者（以下、この項において「事業者」という。）が見受けられることを指摘し、各関係省庁に対し、事業者が統一基準を尊重するよう監督指導を徹底されたい旨の意見を申し述べてきた。

しかしながら、現在においても、将来利息の付加を一律に求める、短期間での返済を求めるなど、債務者の収支状況や生活再建の可能性を十分に考慮しない対応を行う一部の事業者が見受けられ、任意整理による生活再建が困難となる事例は依然として存在する。

任意整理は、債務者が安定した生活を取り戻し、可能な範囲で債務を弁済していくための重要な債務整理手続の一つである。統一基準が十分に尊重されない状況が続けば、本来任意整理による解決が可能な事案においても、自己破産その他の法的整理を選択せざるを得ない結果となり、多重債務者の生活再建を阻害することになりかねない。

各関係省庁におかれては、これまでの当連合会からの要望を踏まえ、統一基準の尊重についてどのような対応又は検討がなされているのかをご教示いただきたい。

併せて、各業界団体に対し、加盟事業者が統一基準の趣旨を十分に理解し、債務者の生活再建に配慮した任意整理への対応を行うよう、引き続き積極的な働きかけ及び監督指導を行われたい。

2. 債権管理回収業者について（法務省管轄）

債権管理回収業者に関する相談や苦情について、国民がどこに申し出ればよいのかが必ず

しも明確とはいえず、適切な相談先にたどり着くことが困難な状況が依然として存在する。

債権管理回収業者については、その許可及び行政処分等を所管する法務省において、国民からの相談や苦情を受け付ける窓口をより明確にし、分かりやすく周知するとともに、寄せられた相談等を適切に監督行政へ反映させる体制を整備する必要がある。

また、債権管理回収業者が、消滅時効を援用することが可能な債権を譲り受けた上で請求又は訴訟を行う事案や、時効期間経過後の債権について債務名義を取得し、これに基づいて強制執行を行う事案などが見受けられる。

特に、長期間請求がされていなかった債権について、債務者が十分な法的知識を有しないことを前提として請求を行い、時効援用の機会を失わせるような対応は、消費者保護の観点から看過することができない。

債権管理回収業者は、債権管理回収業に関する特別措置法に基づき国から許可を受けて業務を行う事業者であり、その業務には一般の債権者以上に高い適正性が求められる。

法務省におかれては、債権管理回収業者による時効期間経過後の債権に関する請求、訴訟及び強制執行等の実態について引き続き調査を行うとともに、消費者の権利を不当に害する行為が認められる場合には、ガイドライン等による明確な規制や行政処分を含め、厳格かつ実効性のある措置を講じられたい。

また、債権管理回収業者に関する相談・苦情の受付状況や、その後の対応状況について可能な範囲で公表するなど、監督行政の透明性を高める取組についても検討されたい。

¹ 司法書士による任意整理の統一基準

1. 取引経過の開示

当初の取引よりすべての取引経過の開示を求めること。

取引経過の開示は、金融庁の事務ガイドラインにも明記されており監督官庁からも業者に対し徹底することが指導されている。もし取引経過の開示が不十分な場合、和解案が提案できないことを通知し、監督官庁(財務局、都道府県知事)等へ通知する。

2. 残元本の確定

利息制限法の利率によって元本充当計算を行い債権額を確定すること。確定時は債務者の最終取引日を基準とする。

3. 和解案の提示

和解案の提示にあたっては、それまでの遅延損害金、並びに将来利息は付けないこと。債務者は、すでにこれまでの支払が不可能となり、司法書士に任意整理を依頼してきたものである。担当司法書士としては、債務者の生活を点検し、無駄な出費を切り詰めて原資を確保し和解案を提案するものであり、この残元本にそれまでの遅延損害金、並びに将来利息を加算することは弁済計画を困難ならしめる。したがって、支払については、原則として遅延損害金並びに将来の利息を付けない。